

(案)

令和 5 年度奥多摩 水と緑のふれあい館展示室一部更新に伴う設計等業務委託  
仕様書

## 第 1 章 総則

### 1 件名

令和 5 年度奥多摩 水と緑のふれあい館展示室一部更新に伴う設計等業務委託

### 2 目的

本業務は、東京都水道局（以下「委託者」という。）及び奥多摩町が共同で所管する奥多摩 水と緑のふれあい館の展示ゾーンの一部を更新するため、展示物等の製作に必要な映像・音声素材、造形資料収集及び原型製作等の設計を目的とする。

### 3 契約期間

契約締結の日の翌日から令和 6 年 3 月 22 日まで

### 4 履行場所

#### (1) 名称

奥多摩 水と緑のふれあい館

#### (2) 所在地

東京都西多摩郡奥多摩町原 5 番地

### 5 仕様書の適用範囲

本設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）は委託者と受託者との間で締結する、令和 5 年度奥多摩 水と緑のふれあい館展示室一部更新に伴う設計等業務委託（以下、「本契約」という。）に適用する。

### 6 打合せ

受託者は、契約締結後速やかに委託者と打合せを行い、仕様書の解釈及びその具体的事項について十分協議した後に、業務計画書の提出を行い、本契約の目的を確実に達成しなければならない。

また、受託者は、本契約に関する委託者や、関係機関等との打合せ内容、指示事項等について、打合せ議事録に記録しその都度委託者へ提出すること。

### 7 法令の遵守

受託者は、本契約の履行に当たり、関連する法令、条例等を遵守しなければならない。

### 8 目的外使用の禁止

受託者は、本契約の内容を他の目的に使用してはならない。

## 9 秘密の保持

受託者は、本契約の履行に際して知り得た業務の内容について、委託者の許可を得ることなく第三者に漏らしてはならない。

なお、この義務は、本契約の履行期間終了後も有効に存続するものとする。

## 10 個人情報保護

受託者は業務上知り得た情報の取扱いについては、東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）及び東京都水道局電子情報処理規程（平成 20 年東京都水道局管理規程第 1 号）の趣旨を踏まえて最大限の注意を払わなければならない。また、委託者が貸与する仕様に記載された個人情報は委託者の保有個人情報であり、委託者が認める場合を除き、委託者の許可なく、複写又は複製してはならない。これらの事は、本契約終了後においても同様である。

## 11 再委託の取り扱い

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (2) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (3) 受託者は、本契約の履行に当たり、再委託を行う場合には、あらかじめ再委託を行う旨を書面により委託者に申し出て、委託者の承諾を得なければならない。

## 12 進行管理

受託者は、常に本契約における業務の進行状況を把握し、円滑な業務の進行を図るよう努めなければならない。

## 13 報告

受託者は、委託者が本契約における業務の進行状況について説明を求めた場合は、速やかに報告しなければならない。

## 14 対外交渉

受託者は、本契約の履行に際し、第三者に対して説明あるいは交渉を要する場合又は説明を求められた場合は、速やかに委託者に連絡し、その取扱いについて、委託者の指示を受けるものとする。

## 15 修正・是正費用の負担

業務の検査等の結果に伴う修正又は是正に必要な費用は、原則として受託者の負担とする。

## 16 中間検査

委託者が必要と認めた場合は、委託者は適宜中間検査を実施する。

(案)

## 17 完了検査

- (1) 受託者は、業務完了時に委託者の完了検査を受けなければならない。
- (2) 完了検査において修正を指示された箇所は、速やかに修正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、受託者の責めに帰すべき業務上の瑕疵が発見された場合、受託者は速やかに当該業務の是正を行わなければならない。

## 18 引き渡し

完了検査に合格後、仕様書に指定された提出書類一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって業務の完了とする。

## 19 契約代金の支払い

受託者は、第2章「4 提出物・納品物（1）No.9」に定める委託業務完了届により委託者が履行確認した後、請求書により、委託者へ契約金額を請求することができ、一括払いとする。

## 20 疑義の解釈

仕様書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに双方の協議によりこれを定めるものとする。

## 第2章 業務内容

### 1 業務概要

本契約に基づく業務は、「奥多摩 水と緑のふれあい館展示室一部更新に伴う設計製作設置等業務委託に係る企画コンペ」において、最優秀企画提案として採用された提案書及び関係法令に基づき、展示物の設計等を行うものである。

### 2 更新予定場所

- (1) 屋外施設案内板
- (2) 展示室 全面更新（展示室出入口看板更新も含む）
  - ・「水が集まる」 167 m<sup>2</sup>
  - ・「水が広がる」 168.94 m<sup>2</sup>
- (3) 展示室 出入口看板更新
  - ・「水のふるさと」、「水が生まれる」、「水が輝く」、「パノラマショップ」及び「パノラマレストラン」
- (4) 展示室 館内案内板更新
  - ・「ふれあい広場」
- (5) 順路表示の新規設置
  - 各展示室をつなぐ順路表示の新規設置

(案)

### 3 業務内容

#### (1) 展示室更新計画・企画業務

- ア 展示室のゾーニング及び動線計画
- イ 展示手法の検討、展示計画の作成
- ウ 展示更新を行う上で必要となる調査
- エ 展示更新を行う上で必要となる資料及び映像収集
- オ 展示更新を行う上で必要となる撮影

#### (2) 展示設計業務

- ア 上記（1）を踏まえた各展示室の内装、展示物、模型造形、映像音響システム、電気照明等の各種設計
- イ 製作を行うグラフィックのレイアウト図の作成
- ウ 次年度に編集製作を行う映像・音響ソフトのシナプシス（放映映像の概要やあらすじがわかるもの）作成
- エ 次年度製作設置を行うにあたり必要となる設計図書類の作成
- オ その他当局の求めに応じて書類を提出すること

### 4 提出物・納品物

- (1) 受託者は、次の表に示す書類を作成し、指定の期日までに当局に提出すること。
- (2) 電子データについては、文章は Word 形式、表は Excel 形式とし、その他の形式を使用する場合は委託者に確認すること。
- (3) 成果物については、納入期限までに事前に当局に見本を提出の上、必要に応じて校正を行うこと。

NO	提出物名	提出期限	部数
1	業務履行体制及び責任者届（任意様式）	契約締結の日の翌日から 5 日以内	1 部
2	業務計画書（任意様式）	契約締結の日の翌日から 10 日以内	1 部
3	打合せ議事録（任意様式）	打合せ実施後速やかに	1 部
4	再委託届（任意様式）	別途指示	1 部
5	収集した資料（映像含む）	別途指示	1 部
6	シナプシス（任意様式）	別途指示	1 部
7	グラフィックレイアウト図を含む設計図書（任意様式）	別途指示	2 部
8	上記 3・5・6・7 の内容が記載された電子記録媒体	別途指示	1 部
9	委託業務完了届	業務完了後速やかに	1 部

### 5 安全性並びに耐久性及び保守性について

受託者は本施設の安全性を確保するため、展示物等について十分安全措置を講ずること。

また、受託者は展示物に故障等の障害が発生することが極力ないよう、十分な耐久性と良好な保守性を保たせること。なお、耐久性については、消耗品の交換及び基本整備程度の補修耐えられるものとする。

## 6 著作権等について

- (1) 受託者が本契約に基づき作成した作成物に関する一切の権利は、委託者に帰属する。
- (2) 受託者は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 18 条から第 20 条までに規定する権利を有する場合においても、これを行使しないものとする。但し、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 前項の規定は、受託者の従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。
- (4) 前 2 項の規定については、本契約終了後も継続する。
- (5) 受託者は、著作権法第 21 条から第 27 条及び第 28 条までに規定する権利を、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (6) 製作過程で生じる権利関係及び第三者の著作権に係る利用許諾等の処理は、受託者の責任及び費用で適正に行うこと。

## 7 データ等の取扱い

受託者は、東京都水道局電子情報処理規程（平成 20 年東京都水道局管理規程第 1 号）に準じて、データ類の安全対策を講ずるほか、次の事項について措置する。

- (1) 受託者は、いかなる場合においても、本契約履行中に知り得た業務に関する事項及びこれに付随する事項を第三者に漏らしてはならない。
- (2) 受託者は、個人情報に関する取扱いについて、東京都個人情報の保護に関する条例（平成 2 年東京都条例第 113 号）を踏まえて、最大限の注意を払わなければならない。
- (3) 受託者は、データ類に関して、別途指示するものを除き、契約終了時まで善良な管理者の注意をもって管理し、目的外の使用、提供、複写及び複製をしてはならない。  
また、不要になった場合は、その内容が判読不能な状態となるような処理をしたうえで、廃棄処分しなければならない。

## 8 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

本契約においては、業務の履行に当たって、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めること。契約後に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う業務が追加で発生した場合、受託者からの申出を踏まえ、両者間において、契約金額の変更、履行期限の延長のための協議を行う。この場合、受託者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき契約内容の変更を行うものとし、契約金額の変更については両者間での協議を踏まえ適切に対応する。

## 9 その他

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに委託者と打合せを行うこと。また、随時、進行状況について委託者に報告すること。
- (2) 受託者は、前項の打合せにより、委託者が指定した期日までに工程表及び実施体制を提出し、委託者の承認を得ること。
- (3) その他、本業務に必要な事項が発生した場合には、その都度協議すること。
- (4) 受託者は、業務の履行に当たり、故意又は過失により、委託者又は第三者に損害を与えた場合、その損害賠償責任を負うものとする。また、委託者が賠償責任を負った場合で、受託者の帰責事由も認められた場合には、委

(案)

託者は受託者に対し求償権を行使することができる。

(5) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

ア 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）第 37 条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。

イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出をすること。

## 10 担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第二本庁舎 22 階北

東京都水道局浄水部管理課（企画総括担当）

電話番号：03-5320-6437